

京都市眺望景観創生条例第7条第1項の規定に基づく
眺望景観保全地域の提案に対する本市の考え方

1 提案の概要

(1) 提案日	1回目 令和6年 2月21日 2回目 令和6年 5月 9日 (提案者の追加) 3回目 令和6年 7月19日 (提案者の追加) 4回目 令和6年 9月 5日 (提案者の追加) 5回目 令和6年12月18日 (提案者の追加)
(2) 視点場	聖護院南西角・路上 (春日北通)
(3) 視対象	(2)視点場から東南方向の) 東山の山並み
(4) 理由 (概要)	<p>聖護院とその周辺地域では、東山の山並みを望む景観を大切に慈しみ、その緑豊かな山並みを眺望できる風情ある町並みが今も残されている。また、この地域は京都市市街地景観整備条例にもとづき、山並み背景型的美観地区に指定され、背景となる山並みの緑と調和する良好な町並みの景観を形成している地区とされている。</p> <p>(聖護院から東の) 春日北通に面している地域では、3層を超えるボリュームの大きな建物は聖護院から見渡す限りほぼ存在せず、このため聖護院南西角の路上 (春日北通) から南東方向を眺めた際には、東山の緑豊かな山並みを眺望することができる風情がある町並みがいまも残されている。</p> <p>このため、聖護院の春日北通をはさんだ南側にある空地に計画されている高さ15mのマンションが出現した場合には、これまで周辺地域の住民が慈しんできた東山の緑豊かな山並みの眺望と風情ある町並みが破壊されるおそれがある。</p> <p>そこで、聖護院南西角・路上 (春日北通) から東山の緑豊かな山並みの眺望を保全するため、眺望景観保全地域を新たに指定することを求める。</p>

2 本市の考え方

結果	提案は採用せず、新たな眺望景観保全地域は指定しない。
理由	<p>新景観政策では、景観形成の基本方針の一つとして、「盆地景」を基本に自然と共生する景観形成を掲げ、原則として都心部の建築物には一定の高さを認め、三方の山裾にいくにしたがって、次第に高さの最高限度を逡減させることを、都市全体の高さ構成の基本としている。その効果もあって、東山の山並みについても、市内の至る所から見ることができる。</p> <p>本市では眺望景観創生条例を制定し、山並みへの眺めについても、視対象の重要性、視点場の公共性、及びその中間領域を含む一体的な眺望景観の歴史性などを考慮して、保全すべき眺望景観を指定している。</p>

本件の東山の山並みへの眺望景観保全の提案は、この条例に定められた提案制度に基づくものであり、本市としても市民からの提案を受け、様々な角度から検討を行った。

本件に関わる春日北通の東大路通から金戒光明寺までの区間においては、提案視点場付近は他の場所に比べ道路幅員が広く、さらに北側の聖護院門跡が道路から後退していることから、提案視点場付近からは広がりのある東山の山並みを見ることができる。また、提案視点場の近傍に限っても、至る所から見ることができる。その中で、橋の上や丸太町通などの幅員の広い道路、岡崎地区からは、広がりのある東山の山並みを見ることができる。特に、岡崎地区では、平安神宮と東山、琵琶湖疏水と美術館や動物園といった文化施設と東山などを一体に見ることができ、京都らしい眺望景観を味わうことができる。

東山の山並みへの眺望を保全することは重要ではあるが、聖護院門跡の南西角・路上（春日北通）から南東方向に見る山並みへの眺望景観の提案に関しては、眺める方向に特筆すべき理由や、中間領域における一体的に見えるものに特別なものが存在するとは言えない。

以上のことから、本件は優れた眺望景観とは言えないため、提案は採用せず、新たな眺望景観保全地域には指定しないものとする。

なお、提案の眺望も含め山並みへの眺望については、眺望空間保全区域（眺望空間による標高規制）によるものだけではなく、近景デザイン保全区域や遠景デザイン保全区域、さらに都市計画法の高度地区によって、その保全を図っている。また、美観地区や風致地区、建造物修景地区によって、建築物の形態・意匠を規制することで山並みとの調和を図っている。そして、賀茂川等の河川と三山の山並みが一体に眺望される山紫水明の京都らしい景観を多くの市民が共有し将来の世代へ継承するため、「賀茂川から見る東山の山並み」などの山並みへの眺めについては、眺望景観保全地域（近景デザイン保全区域）として保全対象に位置付けている。

3 資料

資料1 提案の位置図

資料2 提案の眺望

4 備考

本考え方については、令和7年1月31日開催の令和6年度第2回美観風致審議会へ報告を行っており、資料等は一定期間経過後、本市の情報公開コーナーで閲覧することが可能です。



提案の位置図



提案の眺望